

農業委員会だより

発行・編集/上士幌町農業委員会

発行日/令和3年1月25日

第48号



迎春
令和三年

株式会社サンクローバー牛舎内

全国農業新聞を
購読しましょう!



毎週金曜発行
月 700円

●お申込みは、お近くの農業委員
または農業委員会事務局へ

紙面あんない

- ★ 会長年頭挨拶 2
- ★ 農地所有適格法人報告書の提出 2
- ★ 農業後継者奨学資金 2
- ★ 新任農業委員研修会 3
- ★ 農業委員会活動状況 3
- ★ 農地パトロールを実施 3
- ★ 農地転用の手続きについて 3
- ★ 知って得する農業者年金 4
- ★ 活動日記・編集後記 4



新年のご挨拶

上士幌町農業委員会
会長 高木 裕 巳

令和三年の初春を迎え、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

昨年は農業委員の改選があり、七月から新たな体制となりましたが、農地の流動化対策をはじめ、様々な諸課題の解決に向けた活動に引き続き取り組み、今日まで無事に事業を行うことが出来ました。

日頃から農業委員会の取り組みに対するご理解とご協力に感謝するとともに、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の本町農業につきましては、天候による農畜産物への影響も少なく、年間を通じて比較的恵まれた年となり、一部、金時類で色流れ粒が発生するなどありました。が、畑作物は平年並みを確保できたと思えます。

酪農・畜産では、生乳生産は今のところ順調のようですが、肉用牛が新型コロナウイルス

ルス感染症の影響を受けるなどしており、今も終息の気配が見えないため、乳製品の消費減等による今後更なる農業への影響を危惧しているところであります。

また、農業のグローバル化による新たな国際環境に入り、昨年十一月には、地域包括的経済連携(RCEP)が合意されました。この協定では、米

麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物の主要五品目は関税撤廃や引き下げの対象外となつていますが、中国からの加工野菜などの関税は段階的に撤廃されるため、今後、輸入品との価格競争が激化することが予想され、これまでの協定を含め、本町農業に与える影響も少なくありません。今後は各関係機関と協議・連携を図りながら、本町農業の未来に希望が持てるような対策と政策の実現を求めています。

きたいと思えます。

上士幌町農業委員会では、今後とも優良農地を守り、集団化の推進や、担い手への農地集積など、農地の流動化対策を積極的に進め、本町の基幹産業である農業の発展に寄与してまいりたいと考えております。

最後に、本年は新型コロナウイルス感染症が終息し、大きな災害もなく、豊稔の出来秋を迎えられますことを祈願し、今年一年が皆様にとって健やかで実り多い年でありますようご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

農業後継者をめざす方を応援します 上士幌町農業後継者奨学資金

本町で農業後継者をめざす方が高等学校以上の学校に就学する場合には、奨学資金の貸付を受けることができます。

また、条件を満たした場合には減免の制度があります。

○資格

本町に住所を有する者又はその子弟で高等学校以上の学校に就学し、学校を卒業した後町内で農業に従事しようとする方

○支給金額

- ◇ 高等学校 → 月額10,000円
- ◇ 大学、短期大学及びこれに準ずる学校 → 月額15,000円

○奨学資金の減免

上士幌町において農業に従事した期間が3年に達した場合等

○新規希望者問い合わせ期限

令和3年4月9日(金)

○問い合わせ先

役場農林課農産担当/松下・尾崎
【内線263、直通2-4292】

農地所有適格法人報告書の 提出をお願いします

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人(旧農業生産法人)であって、農地を所有若しくは法人以外の農地をその法人の耕作、養畜の事業に利用している場合は、毎年、事業の内容・構成員・役員の状況等法人の概要について農業委員会に報告しなければならないこととされています。

農業委員会から既に依頼した報告書の様式を参考に必要事項を記載の上、必ずご提出をお願いします。

提出期限：各法人の毎事業年度終了後3か月以内

提出先：農業委員会事務局

添付書類：定款、社員名簿の写し(新規設立又は内容に変更がある場合)

《罰則規定》

農地法では、報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料に処することとされています。(農地法第68条)

新任農業委員研修会を オンラインで実施



令和二年七月に農業委員の改選があり、十三名の農業委員の内、六名が新任農業委員となりました。

例年、北海道農業会議の主催で「ブロック別農業委員等研修会」を開催し、委員としての基本知識(農地法等)を学んでいますが、新型コロナウイルスの影響で中止となったことから、新任農業委員の多い本町として農業委員会独自に研修会を開催しました。

研修会は、十一月二十五日に新たに委員となった六名を含む十一名が参加し、ビデオ会議システム「Zoom(ズーム)」で北海道農業会議の乾泰司事務局長を講師として、二時間に渡り研修を受けました。

【農業委員会の設置の根拠】

農業委員会等に関する法律第三条第一項に基づき、農地のある市町村に農業委員会を設置

【農業委員会は、市町村に設置される行政委員会】

農業委員会の主たる使命である「農地等の利用の最適化(担い手への農地利用集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進」を中心に、農地法・農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買・賃貸借権等の設定、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、農業委員会が設置されている。

これらの事務を行うため、農業委員の役割として、毎月開催される農業委員会総会で審議される案件について、事前の現地調査や地域での調整等を行い、各関係法令に照らし合わせ決定します。

毎月の農業委員会総会は公開していますし、総会での審議経過については議事録を作成し、町のホームページに掲載しております。

また、農業委員会の活動状況等は、年二回発行の「農業委員会だより」をご覧ください。

農業委員会

活動状況

農業委員会では、毎月二十五日前後に総会を開催しています。それぞれの事案については各委員会(農地委員会・農業政策委員会)で取り組んだ経過などが報告され、議決を伴う案件については総会の中で慎重に審議されております。

その後、告示等法律に基づく手続きを行い所有権移転や賃貸借権の設定を行っております。

農地パトロールを実施

農業委員会では毎年、耕作放棄地、ヤミ小作地、転用等の実態を把握すべく農地を巡回しています。また農地法改正により利用状況調査として農地法に基づく業務となり、今年度も十月に町内全域の農地を対象としてパトロールを実施しました。

今後も適切な農地の保全管理で、皆様のご協力をよろしくお願いたします。



農業委員会活動

(令和2年1月~令和2年12月)

内	容	件数	面積	
報告案件	農業委員会活動報告		—	
	農地あっせん(取組経過・結果)	34	—	
	農地パトロールの結果		—	
	その他		—	
協議案件	農地のあっせん申し出	25	—	
	国土調査法に基づく農地の確認		—	
	農用地利用計画変更		—	
	その他		—	
審議案件	地目変更	4	—	
	現況証明	14	—	
	集積計画	賃貸借	71	463.73ha
		使用貸借	15	295.45ha
		売買	16	51.71ha
		贈与	1	31.29ha
	農地法第3条	0	0ha	
	農地法第4条	2	0.54ha	
	農地法第5条	22	0.63ha	
	農用地買入協議	5	65.65ha	

農地転用の手続きについて

自己の所有する農地に、自らの農業経営のため、牛舎・堆肥舎・格納庫等の農業用施設や農家住宅を建てる場合、農業委員会の許可が必要です。許可には、2カ月から6カ月の期間を要します。農業用施設や農家住宅を建てたい方は、農業委員会事務局までご相談下さい。

また、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更が必要となります。町農林課にご相談し手続きを行ってください。許可後、農業委員会において農地転用への許可となります。

農業者年金で生活の安定を考えませんか？

知って得する農業者年金



■ 積立てる保険料は、社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

積み立てる保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。月額6万7千円の限度額で年間80万4千円が社会保険料控除となり節税となります。

■ 運用益は非課税！ 制度発足依頼17年間の運用利回りは、年率+2.82%！

積立方式・確定拠出の年金です。運用益は非課税で年金の原資として積みあがります。毎年度の年金試算の積立・運用状況は毎年6月末までにお知らせしています。これにより、自分の積み立てた額や運用益の状況が分かるようになっています。

■ 農業経営の状況に応じて保険料を増額し、節税額をアップ！

農業経営にゆとりが出たときは、保険料の毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、節税額アップすることもできます。



活動日記

【8月】

- 4日 十勝農業委員会連合会臨時総会(帯広市)
- 12日 令和2年度市町村農業委員会事務局長研修会
- 21日 農地売却に係る譲渡所得税の特別控除の仕組みについて独自研修会(農業開発公社講師)
- 21日 第5回農業委員会総会
- 24日 北海道農業会議臨時総会(書面による議決権行使)
- 24日 上士幌町農地流動化対策協議会役員会

【9月】

- 4日 ブロック別農地業務担当職員研修会
- 25日 第6回農業委員会総会

【10月】

- 8日・9日 農地委員会(農地現地調査)
- 12日~20日 農地あっせん調整(農地あっせん申出者)

- 23日 農地委員会
- 23日 農地パトロール
- 23日 第7回農業委員会総会
- 28日・29日 令和2年度のうねんセミナー

【11月】

- 16日 農地委員会(農地現地調査・配分決定)
- 21日・22日 北海道十勝農業青年との交流会(4町~音更町・上士幌町・鹿追町・上士幌町)
- 24日 農地の売買契約・農地委員会
- 25日 農業委員研修会(オンラインで実施)
- 25日 第8回農業委員会総会

【12月】

- 15日 農地委員会(農地配分決定)
- 25日 第9回農業委員会総会
- 25日 第2回農業委員会だより編集委員会

編集後記

昨年7月の改選により、13名中6名が新任という新体制で業務にあたっております。

11月にはzoom会議による新任農業委員研修会が行われ、農地法や農業委員会制度について学ぶ機会もありました。

今後とも法令を遵守するとともに、上士幌町農業の発展に寄与できるよう努めて参る所存ですので、よろしくお願いたします。

公開情報

上士幌町HP(<http://www.kamishihoro.jp/>)内
[組織/農業委員会]よりご覧いただけます。

農業委員会だより編集委員会

編集委員長：草野 秀剛
編集委員：須田 芳美 / 嶋木 幸男